

ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修事業

要求水準書

令和5年10月

宮 崎 県

目次

I 概要

1	所在地等	1
2	事業スケジュール（予定）	1
3	関連法令・適用基準等	2
4	本事業における留意事項	2

II 整備対象施設の要求水準

1	基本的な考え方	3
	（1）配置計画	3
	（2）意匠計画	3
	（3）施設的环境	3
	（4）テニスコートの整備	3
	（5）照明設備の整備	4
	（6）施設の安全性	4
	（7）実施計画	4
	（8）独自提案	4
2	計画施設の概要	4
	（1）テニスコート	4
	（2）屋内コートの上屋	7
	（3）管理棟	7
	（4）運営棟	7
	（5）その他	8
3	設備計画	8
	（1）共通事項	8
	（2）上下水道の整備	8
	（3）電気・通信設備	8
	（4）機械設備	8
	（5）散水設備	8

III 業務実施に係る要求水準

1	設計・工事監理業務	9
	（1）設計内容	9
	（2）打ち合わせ	9
	（3）設計・工事監理体制及び技術者等の配置	9
2	施工業務	
	（1）施工体制及び技術者等の配置	10

I 概要

1 所在地等

- 事業計画地：宮崎県宮崎市大字熊野 2238-1 他 90 筆（宮崎県総合運動公園内）
- 敷地面積：1,423,207.60 m²（競技場面積：19,930 m²）
- 都市計画区域：都市計画区域内 指定なし
- 庭球場の構成等

区分	概要（現状）	主な改修計画
テニスコート	面数：24面 ・屋外コート24面 サーフェス：砂入り人工芝 観客席：約4,500席	面数：24面 ・屋内コート6面 上屋新設、コートの改修、 照明設置等 ・屋外コート18面 コートの改修等 サーフェス：ハードコート 観客席：同数程度の席数 (仮設席スペース含む)
照明塔	12面（7～18番コート）	12面（7～18番コート） ・照明塔の建替 ※屋内コートは室内照明を設置
管理棟	構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：約200 m ² （事務室等） 建設年度：S49.3	既存のまま (別途整備計画あり。延床面積は500 m ² 程度を想定している。)
運営棟	構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：約50 m ² （事務室） 建設年度：H 4.3	既存のまま

2 事業スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業仮契約締結	令和6年1月上旬
事業本契約締結	令和6年3月中旬
設計及び施工期間	契約締結後～令和8年3月下旬
事業終了	令和8年3月31日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

※スケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、宮崎市景観条例（平成 19 年条例第 35 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、ソ、タ、チ、ツ及びテについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を総合政策部においても準用する。なお、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- ケ 建築設備設計基準
- コ 建築工事監理指針
- サ 建築改修工事監理指針
- シ 電気設備工事監理指針
- ス 機械設備工事監理指針
- セ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ソ 地質・土木調査業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- タ 設計業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- チ 建築設計業務委託共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- ツ 土木工事共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- テ 土木工事施工管理基準（宮崎県県土整備部）
- ト その他関係適用基準等

4 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- イ 施工用の電力・給水は、構内設備の 2 次利用をする場合は、発注者やひなた宮崎県総合運動公園（以下「運動公園」という。）を管理する指定管理者と協議し、子メーターを取り付けるなど、使用量に応じた料金を支払うこと。
- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
- オ 周辺住民や運動公園利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- カ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。
なお、申請等に要する費用は本事業の費用に含むものとする。

- ク 本事業は、庭球場の改修を行うものであり、新たに建替を計画している管理棟の整備は含まれていないが、別途発注された場合は、敷地利用（解体・建設における仮設物、資材置き場等）や工事調整など十分に連携を図ること。
- ケ 県民等のテニスコート利用については、令和6年3月末までを予定していること。
- コ 運動公園内において、毎年開催され、多くの来場者が想定されるスポーツイベント、キャンプ等が開催される際には、通行制限等の協力要請に対応するよう努めること。

II 整備対象施設の要求水準

1 基本的な考え方

(1) 配置計画

- ① テニス、ソフトテニス、車椅子テニスのトップレベルの選手等が施設を利用するにあたり、支障なく使用でき、動線の確保等十分配慮された配置計画とすること。
- ② テニスコートの面数を24面確保し、うち、6面は屋内コートとすること。なお、屋内コートは原則北側6面（1～6番コート）の位置に設けるものとし、延床面積は5,000㎡程度の規模を想定している。
- ③ 既設テニスコート内の照明塔を撤去し、新たに照明塔を設置すること。
- ④ テニスコート周りの一部の観客席は、コートラインから外側のスペース確保のために撤去することが想定されるが、現在の観客席数を確保できるよう、観客席の再配置又はスペースの確保（仮設席とすることも可）等について、利用者の動線等を考慮した配置を提案すること。
- ⑤ 管理棟、運営棟は原則として既存のままとする。
- ⑥ テニスコート西側に建替を計画している管理棟と屋内コートとを結ぶ連絡通路の配置計画を、庭球場の利用者を考慮して提案すること。
- ⑦ 隣接する運動公園施設の利用者等を考慮した配置計画とすること。

(2) 意匠計画

- ① 施設の外観・内装は、周辺の景観から逸脱しない形態・色彩・構成とすること。
- ② 意匠法（昭和34年法律第125号）に違反しないこと。
- ③ 県産材の利用促進のため、利用者の目に触れる場所に県産材を使用すること。

(3) 施設的环境

- ① 必要な電気設備、給排水設備、換気設備等を備えたものとする。
- ② 環境、防音、省エネルギー対策等に配慮したものとする。
- ③ 熱中症や感染症を考慮し、換気等の対策を施した施設とする。

(4) テニスコートの整備

- ① 国際試合やトッププレイヤーの合宿等を視野に入れた施設計画とすること。
- ② 各テニスコートのサーフェスはハードコート化し、コートラインから外側のスペースを十分に確保すること。
- ③ テニスコートや設備等は競技者が利用しやすい施設計画とすること。
- ④ ユニバーサルデザイン等に配慮した計画とすること。

- ⑤ 屋内コートを整備し、国際試合等を視野に入れたコート整備とすること。
- ⑥ テニスコートの維持管理面等に配慮した設計とすること。
- ⑦ 観客に対応できる設備を備え、観戦しやすい工夫がなされていること。

(5) 照明設備の整備

- ① 照明塔は、中央2列のコート12面(7~18番コート)に16基配置するよう想定しており、テニスコートは、日常的な練習やトッププレイヤーの合宿、大会で利用することから、幅広い利用者に配慮した配置計画とすること。
- ② 照明設備は、幅広い利用者の視認性、安全性に配慮した照明計画(照度及び照度分布)とすること。
- ③ 施設の維持管理面において、省エネルギー性やランニングコスト低減に配慮した計画とすること。

(6) 施設の安全性

- ① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。
- ② 海辺に近く、塩害や台風被害が多い当該地特有の立地条件を考慮した設計・仕様とすること。
- ③ その他、施設利用者及び観客の安全性に考慮したものとする。

(7) 実施計画

- ① 屋外コートは令和7年10月から供用開始、屋内コートは令和8年3月から供用開始できるよう工程の進捗管理に努めること。なお、屋外コートの供用開始面数は提案をすること。

(8) 独自提案

- ① 国際大会やスポーツキャンプ開催等に有効と思われる施設整備がある場合は提案すること。

2 計画施設の概要

(1) テニスコート(屋内コートは特記を除き屋外コートと同様の措置とする)

- ① 規模等
 - ・ テニスコート面数は24面(屋外コート18面、屋内コート6面)とする。
 - ・ 全コートのサーフェスの仕様は、砂入り人工芝からハードコート化すること。
 - ・ テニスコートの設計にあたっては、「屋外スポーツ施設の建設指針」(公益財団法人日本スポーツ施設協会屋外施設部会)等に準じるが、公式競技を行うコートとなるため、発注者と協議・確認を行うこと。
 - ・ コートラインから外側のスペースについては、ベースラインからバックストップまでの距離はできる限り既存の長さを確保するものとし、各コートのサイドライン間の間隔は8m以上、両端のコート(例えば1番や6番コート)はサイドラインからサイドストップ(外擁壁)まで4m以上を確保すること。
 - ・ ネットポスト及びセンターガイドは新設とし、適切なネットポスト、センターガイドの基礎を設けること。
 - ・ 備品(ネット、ベンチ、シングルスティック、得点板、センターベルト等)は、特記の

ない限り全て既設品の再利用とするが、更新等によって屋外で使用する支持金物等の材質は、SUS製を基本とすること。

② サーフェス（コート下層及び表層）

ア 品質管理

- ・ コート下層及び表層の品質については、材料承認や施工計画書により発注者の承認を得ること。また、品質保証書を提示すること。
- ・ サーフェスは、ITF(国際テニス連盟)認定品とする。また、認定書を提示すること。
- ・ ITFコート速度評価値はカテゴリー1～2とすること。
- ・ 表層の施工者は、過去15年以内に国際的試合を開催したコートの工事を実績として持ち、技術的な能力を有していること。

イ コート面、下層の施工等

- ・ 使用する材料は、高品質であり、品質管理が適正なものであること。
- ・ アスファルト面へトップコート塗布を行う場合、原則として再生アスコンは使用しないものとする。また、熱により容易に変形が生じる可能性があるため、原則として細粒アスコンは使用しないものとする。
- ・ コート面は原則として一枚平面とすること。なお、雨水排水を考慮した上で最低限の勾配とすること。
- ・ 下層の締め固めは、計画高に合わせて転圧、不陸整正を行い、境界部との段差が生じないように適切な下地処理を行い、表面が平滑になるよう施工すること。
- ・ 表面が平滑で、ゆがみがなく、施工後の仕上がりが美しく均一であること。
- ・ コートの工事内容は、既存人工芝を撤去し、密粒度アスファルトを施工後、トップコートの施工を行うことを想定しているが、別添資料1を参考に提案すること。

◇工事内容（想定）

- ・ テニスコートの現況調査および設計
- ・ 擁壁の改修・整備
- ・ サーフェス等の撤去、アスファルトの敷設、平坦化調整および表層（クッション材含む）敷設
- ・ コート内ライン等の塗装
- ・ ネット、ネットポストなど設備等の設置
- ・ 施工工程において、安全面に配慮し、事故の発生を防止するために必要な措置を講じること。

ウ 散水設備

- ・ 給水管は関係法令や基準等に定められた勾配や支持方法にて布設すること。
- ・ 圧力試験は、配管工事完了後、器具設置前に規定水圧にて行い保持時間は最小60分間とすること。また、日時がわかるよう写真撮影を行うこと。
- ・ コートの汚れ等の清掃を行うため、必要な位置及び数量を提案すること。

エ 排水及び暗渠排水管

- ・ コート面は雨水排水性能に優れ、雨上がり後、速やかに使用可能となるよう計画すること。
- ・ コート面の排水施設は、縁石、コンクリート、U型排水溝（蓋あり・蓋なし）、L型側溝等を組み合わせ、利用者の安全性を考慮し計画すること。

- ・ 排水管は関係法令や基準等に定められた勾配や支持方法にて布設すること。

オ コート間通路

- ・ コート間通路の仕上げはコート面と同様と想定している。
- ・ 中央2列のコート（7～18番コート）は、他のコートにボールが侵入しにくいような提案をすること。

カ 初期養生等

- ・ 初期養生は、引き渡しまでの期間に適正な期間を確保すること。
- ・ 施工後はコート上に汚れや傷がつかないように、必要に応じ保護マットを敷くこと。

③ 屋外コートの照明設備

- ・ 中央2列のコートの既存照明塔を撤去し、新たに照明塔を設置すること。
- ・ 設置する資材及び機器等は、特記のない限り全て新品とし、屋外で使用する支持金物、プルボックス等の材質は、SUS製を基本とすること。
- ・ 防虫対策装置等の既存利用が可能な機器などは利活用を提案すること。
- ・ 照明器具はLED型照明器具を基本とする。
- ・ 水平面照度平均値は1,200LX以上を確保すること。なお、原則として照度範囲はコートラインを中心とし15m×30m、測定高さはコート面から1mの高さとする。
- ・ グレアについては、競技中の選手の視界が阻害されない程度に制限・制御することを考慮すること。
- ・ 光源寿命（光束維持率85%）は、40,000時間以上とすること。
- ・ マイナス10℃～40℃の温度範囲において、問題なく作動すること。
- ・ 落下防止ワイヤー等の落下防止対策を施し安全性を考慮すること。
- ・ 照明器具までの高さは、地表面から12.2m以上となるよう設置すること。
- ・ コート毎の点灯（時間貸し）を想定し、利用状況に応じ調光機能が可能な計画となるよう提案すること。
- ・ 照明設計を行う際、3Dシミュレーションにより照明器具の輝度を考慮した眩しさの検討を行うこと。また、JIS Z9127に準拠すること。

④ 防球ネット

- ・ 既存を参考とし、材料、位置等について提案すること。

⑤ 擁壁

- ・ 擁壁の改修は原則として塗装仕上げとする。
- ・ 東側の観客席はコートラインから外側のスペース確保のため撤去することを想定しているが、既存の通路及びスロープとの調整を行うこと、

⑥ 既存施設（工作物）の解体撤去等

- ・ 事業予定敷地内の既存施設を解体除去する場合は適切に撤去し処分すること。
- ・ 既存施設周辺のフェンスを除去する場合は適切に撤去し処分すること。
- ・ 既存施設周辺の樹木は必要な範囲を除去の上、適切に撤去し処分すること。
- ・ 既存観客席部の屋根及びベンチ等は原則として既存のままとする。移設・再設置する場合は原則として原状復旧とし、解体する場合は適切に処分すること。
- ・ 審判台は撤去すること。

(2) 屋内コートの上屋

① 規模

- ・ 延べ面積 5,000 m²程度。コート6面を確保すること。
- ・ コートサーフェスから天井までの屋内有効高さはネットの位置で12.2m以上、バックストップの位置で4.87m以上を確保すること。
- ・ 観客席を屋外とする設計の場合は、屋根等を設けるなどできる限り雨がかりがないよう配慮すること。
- ・ 北側の既存観客席を撤去する場合は、同数以上の観客席を確保すること。

② 構造・仕様

- ・ 構造は企画提案によるものとする。
なお、テント地とする場合は、風や太陽光に対する耐久性を考慮し、たわみが少なく縦横の伸縮に差が無いものとする。また、屋根や壁を鋼板とする場合は明かり取りを設けるなど省エネ対策等に配慮すること。
- ・ 設計を行う前に、地質調査を行い、必要に応じて地盤改良や杭を設計すること。
- ・ 建物の側壁面は、風雨を防ぐものとするが、換気や利用者の移動、観客が観戦しやすいよう、開放性に優れた仕様を計画すること。
- ・ 競技の進行状況を運営棟と新たに建替を計画している管理棟で確認できるよう、カメラ、モニター（配線まで）等を設置すること。防犯設備と兼用してもよい。
- ・ 車椅子テニス大会を想定し、屋内コートから管理棟へのアクセスについては、バリアフリー化や風雨への対策に努めること。
- ・ ベースライン側に新たに擁壁を作る場合の高さは2m以上確保すること。
- ・ 観客の通行がプレーの妨げになる場合、バックストップに暗い色のネットで覆うなどの対策を行うこと。

③ 照明設備

- ・ 防虫対策装置等を計画すること。
- ・ 床面から照明までの高さが12.2m以上となるよう設置すること。
- ・ 耐震クラスAに適合する器具+落下防止ワイヤーを標準装備とし、安全性を考慮したものとする。

④ 防球フェンス

- ・ プレー性を念頭に競技での使用を考慮し、エリア外等にボールが出ないよう、防球フェンス等を配置すること。

(3) 管理棟

別途工事を発注する計画であり、それぞれの工期に影響が出ることが無いよう、十分な連携を図ること。

(4) 運営棟

原則として既存のままとする。外壁塗装改修などを提案する場合、本事業の費用に含めること。

(5) その他

- ① (1)～(4)以外に、庭球場内、周辺外構、広場など、配置・改修した方がよいと思われる施設等があれば提案すること。この場合、請負金額の増額は行わない。
- ② (1)及び(2)について、施工後10年間のメンテナンス必要経費概算費用(内訳書)を作成すること。
- ③ 敷地内に残存する植栽や工作物、埋設物等の撤去費用は、本事業の費用に含めること。

3 設備計画

(1) 共通事項

- ① 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ② 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。

(2) 上下水道の整備

- ① 給水設備、排水設備については別添資料2を参考に適宜提案すること。
- ② 上下水道の接続工事を行うこと。また、必要な申請手続きを行うこと。

(3) 電気・通信設備

- ① 受電設備については、別添資料3を参考に適宜提案すること。
- ② 受変電設備の増築においては、公園内の既設の受変電設備との連携及び調整に留意すること。また、必要な申請手続きを行うこと。
- ③ 施設内での高速インターネットの利用を想定し、光回線等を引込むための配管及び施設内のLAN端子等のネットワーク環境の整備を計画すること。
- ④ コンセント等の建物に係る電気設備は、適宜設置すること。
- ⑤ 非常用照明、誘導灯(バッテリー内蔵型)は、関連法規に基づき設置すること。
- ⑥ 外灯は、外構部に設置すること。
- ⑦ 自動火災報知設備、防火設備等を関係法規に基づき設置すること。
- ⑧ 照明設備はLED型照明器具を原則とし、安全面に配慮した照明計画(照度及び照度分布)とすること。また、ほこりが付着しにくいものとするなど、日常の清掃、点検、保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるよう衛生面や維持管理上の配慮をした器具を選定すること。
- ⑨ 自然採光の取り入れや照度センサーによる照明制御を行う等、照明負荷の削減について十分配慮した設計とすること。
- ⑩ 場内放送設備について、施設全体、ブロック毎(管理棟、運営棟、屋外コート、屋内コート)に対応できる放送設備(マイク、スピーカー等を含む)とすること。

(4) 機械設備

- ① 給排水設備については、敷地や周辺の状況を考慮の上、提案すること。
- ② 消火設備等は、消防法及び条例に基づき設置すること。

(5) 散水設備

- ① 維持管理用の散水設備を設置すること。

Ⅲ 業務実施に係る要求水準

1 設計・工事監理業務

(1) 設計内容

工事実施に先立ち次の設計業務を行うこと。

① 基本設計

- ・ 実施設計を行う前に基本設計を行うこと。基本設計については、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、基本設計図書を県に提出し、承認を得ること。なお、建設予定の管理棟及び連絡通路の配置の提案も行うこと。

② 実施設計

- ・ 実施設計については準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書及び数量内訳書をいう。）及び鳥瞰図、外観図、内観図を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。
- ・ 本水準書Ⅰ 3 関連法令・適用基準等を遵守すること。
- ・ 本水準書Ⅱ 1 基本的な考え方、同 2 計画施設の概要及び同 3 設備計画を反映させること。
- ・ 計画的で無理のない工程とすること（屋外、屋内コートの開放を含めた、設計・施工の全体工程表を作成、提出すること。）

(2) 打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。また、第1回打合わせ、基本設計終了時及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 基本設計業務着手時
- ② 調査開始時
- ③ 基本設計終了時
- ④ 実施設計終了時

(3) 設計・工事監理体制及び技術者等の配置

設計・工事監理にあたっては、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修事業企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）様式4に記載するとともに、資格や従事した経歴等がわかる資料を添付すること。

- ① 参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある管理技術者及び照査技術者を1人ずつ配置すること。
- ② 建築、構造、電気設備、機械設備の各主任担当技術者をそれぞれ1人ずつ配置すること。ただし、建築と構造の兼務、電気設備と機械設備の兼務は認める。
- ③ 管理技術者及び各主任担当技術者は、一級建築士とすること。ただし、電気設備、機械設備、の主任担当技術者は、下記の資格でも可とする。
 - ・ 電気設備・・・建築設備士又は技術士（「総合技術監理部門」又は「電気電子部門」）
 - ・ 機械設備・・・建築設備士又は技術士（「総合技術監理部門」又は「衛生工学部門」）

④ 工事監理者

- ・参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある工事監理者を配置すること。
- ・工事監理者は、一級建築士とすること。

2 施工業務

(1) 施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。また、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、実施要領様式4に記載するとともに、資格や従事した経歴等が分かる資料を添付すること。

① 監理技術者（JV 代表者から配置すること）

- ・参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある者を配置すること。
- ・監理技術者は、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。
- ・実施要領3（3）②の「施工実績に関する事項」に示す工事で、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての従事経験があること。

② 主任技術者

- ・参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある者を配置すること。
- ・主任技術者は、一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。

③ 現場代理人（JV 代表者から配置すること）

- ・参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある者を配置すること。
- ・工事現場稼働中において、現場に常駐し、発注者と連絡がとれる者を配置すること。

④ 施工担当者

- ・建築、土木、電気設備、機械設備の各担当者をそれぞれ1人ずつ配置すること。ただし、電気設備と機械設備担当は有資格者であれば兼務を認める。
- ・建築担当は、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。
- ・土木担当は、一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。
- ・電気設備担当は、一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。
- ・機械設備担当は、一級管工事施工管理技士の資格を有すること。